

～台風9号と台風10号で重ねて被害を受けられたお客さまへ～

先日発生しました台風9号と、今般の台風10号で重ねて被害を受けられた場合の取扱いにつきまして、よくいただく質問をまとめましたので、ご参考にしてください。

Q 1. 修理見積書はどのように取り付ければいいですか？

A 1. 例えば台風9号の損害は窓ガラス、台風10号の損害はカーポートというように、損害箇所が区分けできる場合は、台風ごとの損害に区分けした修理見積書の取り付けをお願いいたします。一方、台風9号で損害を受けた屋根が、台風10号でさらに損害が拡大した場合等は、まとめて修理見積書を取り付けていただいても構いません。

Q 2. 上記Q 1で修理見積書をまとめて取り付けた場合、どのように提出すればいいですか？

A 2. 修理見積書の余白に「台風9号と台風10号の修理見積書をまとめて提出しています。」旨記載ください。

Q 3. 台風9号で事故報告をしたのですが、重ねて台風10号で被害を受けた場合、別途事故報告を行う必要はありますか？

A 3. 報告の必要はありません。ただし、台風9号の損害につき、すでに保険金のお支払いが完了している場合は、別途、台風10号の事故報告をお願いいたします。